

建築工事主管課長 様

技術管理課長

「営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）」
の一部改定について（通知）

令和4年度の営繕工事における市場単価については、「営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）」（令和4年4月15日付け新技第40号）により運用してきたところですが、このたび、その内容を下記の通り、一部改定（8月度単価の追加）することとしましたので通知します。

記

1 工事費の積算方法

「2 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 市場単価の補正方法等

工事費の算出に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 令和4年5月・8月度単価

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価 × 補正率
- ・補正市場単価 × 補正率

表-1 補正の対象工種^{注)}と補正率
建築工事

	対象工種	補正率
5月度単価	鉄筋	1.02
	上記以外の工種	1.01
8月度単価	全ての工種	1.01

電気設備工事

	対象工種	補正率
5 月度単価 8 月度単価	「プルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
	配線工事	1.01
	接地工事（屋外）	1.01

機械設備工事

	対象工種	補正率
5 月度単価 8 月度単価	全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用する。

なお、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料（令和3年3月26日改定版）第4編 第1章 表A-1、E-1、M-1の工種（ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分）による。

なお、表-1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

(2) 令和4年11月度及び令和5年2月度単価
別途通知します。

3 適用時期等

令和8月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事

なお、本試行を適用する工事の入札時工事設計書等に本試行を適用する旨を記載すること。

【記載例】

「営繕工事に適用する市場単価（令和4年度単価）の運用について（試行）」（令和4年4月15日付け新技第40号）を適用する。

参考 URL : <https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sekisankankei/gijutsu20190514kench.html>